

仲介人の登録に関する運用基準 (クラブ用)

公益財団法人日本サッカー協会(以下、JFA)仲介人に関する規則(以下、仲介人規則)に基づき、クラブ及びクラブの監督等が為すべき手続きについて定めるものである。

1. 個別登録について

- 1) クラブは、自己と仲介人契約した仲介人が取引(選手契約の締結又は移籍合意)に関与するごとに、当該仲介人を必ず JFA に登録しなければならない。これを個別登録という。
- 2) クラブによる個別登録は、当該仲介人の仲介人登録(仲介人本人による JFA への登録)が完了している場合にのみ可能となる。
- 3) 仲介人登録(仲介人本人による JFA への登録)が完了していることは、JFA が、当人の仲介人としての資質、能力、適性、各種法令・規程に関する見識・知識、ならびに、当人が提供する役務の信頼性、妥当性、適法性その他一切の性質について何ら保証するものではない。仲介人の選定にあたっては、選手及びクラブは自己責任のもと、十分に注意を払って行わなければならない。
- 4) クラブが、JFA への仲介人登録が完了していない仲介人を利用して取引を行った場合、個別登録を怠った場合、又は、その内容に虚偽があった場合などは、JFA 規律委員会は、仲介人規則に基づき、クラブに対し懲罰を科す。
- 5) クラブによる個別登録は、当該取引(選手契約の締結又は移籍合意)の成立後、14 日以内に為されなければならない。
- 6) クラブは、個別登録を行うにあたって、当該仲介人に JFA が定める「仲介人宣誓書」に署名させなければならない。
- 7) クラブは、以下の手順に従って、個別登録を行わなければならない。

【申請方法】

仲介人個別登録申請書(クラブ用)(JFA 書式 CH-3 号)を記入・捺印し、以下の書類を添付して、JFA に必ず 郵送(書留郵便)にて提出すること(JFA に直接申請書類を持参した場合、これを受領しない。)

1. クラブが仲介人に「クラブのために 選手契約の交渉 をすること」を依頼した場合

① 仲介人契約書の写し

仲介人とクラブの間で締結した仲介人契約書(当該仲介人が 当該クラブのために選手契約の交渉を行い、クラブが仲介人に報酬を支払う根拠となる契約書。なお、仲介人契約に際しては、原則として本協会が定める標準仲介人契約書を用いること。)

② 選手契約書の写し

仲介人の署名がない場合は、当該選手契約には当該仲介人は関与しなかったものとみなされる。

③ 仲介人宣誓書

仲介人が署名したもの。クラブが仲介人に署名させること。

※必ず原本を提出すること。写し、PDF データを印刷したもの等は不可とする。

※「署名」欄には必ずサインをすること。記名・押印は不可とする。

※「場所と日付」欄の「場所」は都道府県／市町村まで記載すること（「場所と日付」記載例：東京都文京区、2016年4月1日）

④ 情報開示に関する承諾書（JFA 書式 CH-7 号）

クラブ及び仲介人の両者が署名したもの。

※「署名」欄には必ずサインをすること。記名・押印は不可とする。

2. クラブが仲介人に「クラブのために 移籍合意の交渉 をすること」を依頼した場合

① 仲介人契約書の写し

仲介人とクラブの間で締結した仲介人契約書（当該仲介人が 当該クラブのために移籍合意の交渉を行い、クラブが仲介人に報酬を支払う根拠となる契約書。なお、仲介人契約に際しては、原則として本協会が定める標準仲介人契約書を用いること。）

② 移籍合意書の写し

仲介人の署名がない場合は、当該移籍合意には当該仲介人は関与しなかったものとみなされる。

③ 仲介人宣誓書

仲介人本人が署名したもの。クラブが仲介人本人に署名させること。

※必ず原本を提出すること。写し、PDF データを印刷したもの等は不可とする。

※「署名」欄には必ずサインをすること。記名・押印は不可とする。

※「場所と日付」欄の「場所」は都道府県／市町村まで記載すること（例：東京都文京区、2016年4月1日）

④ 情報開示に関する承諾書（JFA 書式 CH-7 号）

クラブ及び仲介人の両者が署名したもの。

※「署名」欄には必ずサインをすること。記名・押印は不可とする。

※申請書・添付書類に不備等がある場合、JFA はこれを受理せず、送料を申請者負担にて返送するものとする。

【申請書類提出先】

〒113-8311

東京都文京区サッカー通り(本郷 3-10-15) JFAハウス

公益財団法人日本サッカー協会 管理部(仲介人個別登録担当) 宛

- 8) JFAは、提出された申請書および各書類を確認し、これを登録するものとし、特段の受理連絡、完了連絡等を行わない。
- 9) JFAは、毎年度の3月末日に、個別登録された仲介人の氏名、各仲介人が関与した個々の取引(選手契約又は移籍合意)を公表する。また、JFA登録選手が仲介人に支払った手数料の総額及び、各クラブが仲介人に支払った手数料のクラブごとの合計額も同時に公表する。

2. 監督、クラブ役職員等の報告義務について

クラブの監督、コーチ、役職員は、仲介人規則第12条に従い、仲介人との契約関係をJFAに報告しなければならない。また、JFAの要請に応じて、関連する契約書を提出しなければならない。

- 1) 対象となる者
 - ✓ クラブの監督
 - ✓ クラブのコーチ
 - ✓ クラブの役職員(社長、GM、強化担当者、その他全てのクラブ役員・職員)
- 2) 上記の者が、仲介人又は仲介人の会社と代理契約、マネージメント契約等、何らかの契約を締結している場合、「仲介人の契約関係についての報告書」(JFA書式CH-4号)により、JFAに報告しなければならない。
- 3) 上記において、虚偽又は隠匿があった場合、仲介人規則に基づき、JFA規律委員会は、当該個人に対して懲罰を科す。

以上